

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内における以下に掲げる事項について定める。

ア 国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護措置に関する事項

- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は県国民保護計画の見直しや、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。

ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされているため行わない。